

第二期地方分権改革に向けて 愛知県の提言

- 第二期地方分権改革は、地方に真の活力をもたらし
国全体を元気にするものであるべき -

平成 1 9 年 1 0 月
愛 知 県

目 次

	頁
はじめに	1
1 国から地方への権限移譲の推進、枠付け・義務付けの廃止・縮小等	
（1）地方への権限移譲を積極的に進めるとともに、枠付け・義務付け等を廃止・縮小し、状況の変化に応じた対応を可能にすべきである	3
（2）市町村の自主性・自律性の拡大に向けた措置を講じるべきである	
市町村への権限移譲等の推進	5
県と市町村は対等の関係であることの徹底	7
（3）法令等による規律密度を一層緩和すべきである	9
2 二重行政の解消と地方支分部局等の整理等による国・地方を通じた事務組織の簡素化	
（1）地方支分部局等の事務のうち「地域における行政」を峻別し、裁量権及び財源とともに地方に移管すべきである ...	10
（2）国は徹底的な行政改革を断行すべきである	11
3 地方税財政のあり方	
（1）地方税における応益負担の原則を基本として、第二期地方分権改革で明確にされる国と地方の役割分担に応じて、税源移譲により、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税制を構築すべき	15
（2）地域間の格差を地方税制の見直しで是正する動き	15
（3）地方法人課税は、道州制を見据えるとますます必要	15
（4）そもそも地方税源の偏在はかなり縮小、地域間の財政力格差の調整は地方交付税の役割	16
（5）地方交付税の充実強化、さらには地域経済の立て直しこそが地域間の格差の是正	17
参考資料	
・ 愛知県の特区の事例	18
・ 人口一人あたり税収額の偏在度の変化（道府県別）	20
・ 平成17年度と平成15年度の人口一人あたり一般財源の比較	21
・ 地方交付税等5.1兆円減（H15～H18）の要因	22
・ 税源偏在の是正により交付税総額は減少	23
（凡例） 提案事項左欄外の ... 本県独自の提案	

第二期地方分権改革に向けて 愛知県の提言

- 第二期地方分権改革は、地方に真の活力をもたらし、国全体を元気にするものであるべき -

はじめに

この「愛知県の提言」は、丹羽地方分権改革推進委員会委員長からの要請に基づき、本県の考え方の一端を取りまとめたものである。

先の三位一体改革に際して愛知県は、地方六団体の取組に先行する平成 15 年 11 月の「三位一体改革の具体化に向けての提案」以降、平成 16 年 7 月、平成 17 年 5 月の三次にわたり積極的に提言を行ってきた。

これらの提言は、地方の知恵と工夫により地域の実情に即した事業が展開できるよう、国庫補助負担金の税源移譲による一般財源化を通じて、地方の自由度を拡大することを目指したものであった。

三位一体改革による総額 3 兆円の税源移譲は、一つの成果ではあったが、時を同じくして 5.1 兆円にも上る地方交付税の削減が行われ、地方は極めて厳しい財政運営を強いられることとなった。総体的にみれば、この改革の結果は、地方にとって極めて遺憾なものであったと言わざるを得ない。

この三位一体改革の反省を踏まえると、現在、地方分権改革推進法に基づいて進められている第二期地方分権改革は、けっして地方を疲弊させるものであってはならず、地方に真の活力をもたらし、国全体を元気にする改革としなければならない。

地方に活力をもたらすために、地方が自らの創意で、地域の特性を發揮した地域づくりに取り組むことがいかに大切かということは、幾多の構造改革特区の成功例からも明らかである。愛知県においては、モノづくりの盛んな当地域の特性を踏まえた「国際自動車特区」、「中部臨空都市国際交流特区」などの取組を進めてきた。これらは、当地域固有の課題を自らの創意で解決していく試みであるが、それと同時に、その成果が規制緩和の全国

展開につながることによって、全国の各地域における主体的な地域づくりへの起爆剤となったものと考えている。

このような見地から、愛知県は、第二期地方分権改革を推進するに当たって、地方の側から地域の課題に即した具体的な提案を積極的に発信していくことが必要であると考えており、本提言において、国から地方への権限移譲の推進、枠付け・義務付けの廃止・縮小等について、現実に行行政運営上の支障を生じているもの、改革が実現すれば具体的なメリットが期待できるものなど、具体的な改革案 44 件を提案する。その内訳は、これまでの全国知事会からの提案にない愛知県独自のものが 24 件、いずれも地方にとって重要なものばかりである全国知事会提案 171 件のうち、特に愛知県において改革の必要性のあるものや、さらに内容を付加して提案するものが 20 件である。

また、第二期地方分権改革に当たっては、国と地方の役割分担に応じた税源移譲による受益と負担の関係を踏まえた地方税制の構築と同時に、それを補完する地方交付税の充実強化が必要不可欠との観点から、税財源のあり方についても本県の考え方を示すものである。

なお、地方への権限移譲等については、全国知事会を始め地方からの提案に対して各府省の根強い抵抗姿勢が示されている。地方分権改革推進委員会におかれては、地方が要望する事項の実現に向けて、各府省に対して強力に働きかけ、第二期地方分権改革が実り多きものとなるよう一層のご尽力をいただきたい。

1 国から地方への権限移譲の推進、枠付け・義務付けの廃止・縮小等

(1) 地方への権限移譲を積極的に進めるとともに、枠付け・義務付け等を廃止・縮小し、状況の変化に応じた対応を可能にすべきである

人々の価値観が高度化・多様化するとともに、少子高齢化が一層加速するなど社会が急速に変化している中で、行政に対するニーズは地域によって異なるだけでなく、刻々と変化していくものであることに留意しなければならない。

こうした状況の変化に応じて、行政が機動的に対応するためには、常に地域のニーズを汲み取りながら、制度・運用を最適なものへと改善し続けることが必要である。

地方が担う事務について、国が事細かに規律することは、結果として制度・運用の硬直化を招き、地域のニーズへの迅速かつ適切な対応を妨げることとなる。

国は、地方への権限移譲を積極的に進めるとともに、地方への枠付け・義務付け等を廃止・縮小することによって、最前線で地域のニーズに向き合っている地方が、自らの判断で、状況の変化に適切に対応できるようにすべきである。

《地方への枠付けの廃止等により適切な対応が可能となる例》

<p>二級河川の河川整備基本方針・河川整備計画の策定に係る国土交通大臣の同意を要する協議の廃止</p>	<p>県が管理している二級河川の河川整備基本方針の策定及びこの基本方針に即して策定する河川整備計画については、いずれも国（国土交通大臣）の同意を要する協議が必要とされている。これらについては学識者、住民及び関係市町村長の意見聴取を行い、関係機関との調整を経た上で、県が、河川管理者としての権限と責任において策定するものであり、これに対して国の同意を要するとすることは、県の自主性を阻害するものである。また、同意申請の事前協議が何度も必要になるなど事務手続が煩雑なものとなっている上、審査にも長期間を要し、愛知県では数件（日光川、天白川、高浜川）の基本方針が1年以上審査中とされ、それらの河川の整備計画の同意申請すらできない状況にある。県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応を可能とするため、この同意を要する協議を廃止し、報告制度に改めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【河川法 79 条関係】</p>
<p>県が一定の事項を公表する際の手段を公報への登載に限定する規定の見直し</p>	<p>政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表や採石法に基づく業務管理者試験の場所・期日の公告を始め、県の機関が一定の事項を公表する際に、その手段を「都道府県の公報」に限定している法令の規定については、昨今のインターネットの普及を踏まえたホームページの活用など、住民への最善の情報提供の方法を選択できるよう見直すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【政治資金規正法 20 条、採石法施行規則 8 条の 7 ほか関係】</p>
<p>国庫補助金等を活用して整備した漁港施設の処分及び利活用に係る国の関与の縮小</p>	<p>漁港施設の一部については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令に耐用年数の定めがなく、その用途を変更等する場合には、無期限に国の承認を要することとなる。愛知県内では、平成 17 年度に実施した日間賀漁港の岸壁の整備に際して、昭和 39 年築造の防波堤の目的外使用の承認が必要となり、事前協議を含めて 4 ヶ月程度の期間を要したが、現行の制度においては、今後将来にわたって、同種のニーズが生じた場合には同様の手続を踏む必要がある。このような国の関与を存置することは地域のニーズの変化への対応を阻害するものであり、速やかに見直しを行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【農林畜水産業関係補助金等交付規則別表関係】</p>

<p>高等学校における教育課程編成の裁量拡大</p>	<p>学校週5日制の導入、「情報」などの新教科や総合的な学習の時間の設置などにより、各教科に配分できる授業時間数が減少し、その限られた時間の中で実施すべき必履修教科・科目等の割合（卒業に必要な74単位中31単位が必履修）が相対的に高くなり、各公私立高等学校における魅力と特色ある学校づくりが困難になっている。社会の変化（国際化の進展等）や生徒の多様化（多様な興味・関心、進路希望、適性等）に適切に対応するため、各学校の実情を踏まえた教育課程の編成を弾力的かつ柔軟に行うことができるよう、必履修科目の削減、科目選択や標準単位数の弾力化、科目における学習内容範囲の弾力化などを行い、各公私立高等学校の裁量権を拡大すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【高等学校学習指導要領関係】</p>
----------------------------	--

(2) 市町村の自主性・自律性の拡大に向けた措置を講じるべきである

地域のニーズをきめ細かく反映させながら総合的に行政を展開するとともに、住民の利便性を向上するため、市町村の自主性・自律性を拡大していく必要がある。

そのためには、国、県、市町村がその役割分担を明確にし、それぞれが対等の関係の下で連携・協力しながら政策を企画・立案・実施していく体制を構築していかなければならない。

市町村への権限移譲等の推進

第二期地方分権改革に当たって、地方分権改革推進委員会がその基本的な考え方において、特に基礎自治体を優先するという基本原則を打ち出していることは評価できる。

国は、地方の意見を聴きながら、この基本原則に沿って市町村への権限移譲の推進と、枠付け・義務付け・関与の廃止・縮小に積極的に取り組むべきである。

《市町村への権限移譲等によって総合的な行政の展開が可能となる例》

<p>保健所実施業務との関係が深い権限の政令指定市・中核市への移譲</p>	<p>政令指定都市及び中核市は保健所を設置して地域保健に関する事務を処理しているが、それらの市の権限とされている事務と関係が深いにもかかわらず、県が処理している事務があり、保健所の利用者にとってわかりにくいばかりでなく、保健所における総合的な地域保健行政を展開しにくい状況にある。このため、次に掲げる事務については、政令指定都市・中核市の権限として法令で規定すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）の報告の受理、情報提供請求、報告内容の是正命令等の事務 ・ 精神保健福祉センターの設置、精神医療審査会の設置、措置入院、精神保健福祉手帳の交付など、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により都道府県が処理すべき事務（政令指定都市に対しては移譲済み。） ・ 診療放射線技師が作成する照射録に係る提出命令及び検査事務 ・ 看護師等の員数が基準を著しく下回る病院が設置する看護師等確保推進者の設置届出等の受理事務 ・ 毒物劇物業務上取扱者届出の受理等の事務 ・ 特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患患者からの申請受付等の事務 <p style="text-align: right;">【医療法6条の3ほか関係】</p>
<p>大気、水質、ダイオキシン類の監視・規制事務の一元化（大気、ダイオキシン類関係事務の特例市への移譲）</p>	<p>特例市に対しては、水質汚濁防止法に基づく権限が移譲されているが、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視、規制等に係る権限は移譲されていない。水質汚濁防止法と他の環境関連法令は、同一の施設又は関連施設を規制対象としていることが多いが、これらの関連が深い事務について情報の流れが二元的となることは望ましくない。また、事業者が規制対象施設に係る届出を行う場合には、水質汚濁防止法に基づく届出を特例市に、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出を県に行わなければならないため、事業者の負担は大きいものとなっている。このため、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視、規制等の事務を特例市へ移譲し、環境関連法令に関する監視・規制事務を一元化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【大気汚染防止法施行令13条、ダイオキシン類対策特別措置法施行令8条関係】</p>

<p>民間保育所等の設置認可・指導監督等に係る事務の市町村への移譲及び公立保育所の設置に関する県への届出の廃止</p>	<p>保育所を設置する社会福祉法人の設置認可やそれらの法人が設置する民間保育所の設置認可、指導監督等に関する事務を始め、保育行政に関して現在県が実施している事務については、地域の実情を熟知する市町村が、地域の地理的情況や保育の需要に即して保育行政を展開することができるよう、次のとおり見直しを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外保育施設の施設開所（変更・休止・廃止）の届出の受理、運営状況の報告の受理、施設の設備や運営についての立入調査に関する事務の市町村への移譲 ・ 保育所を運営する社会福祉法人の設置認可・指導監督に関する事務（2以上の市町村の区域にわたる法人に関する事務を除く。）の市町村への移譲 ・ 民間保育所の設置認可・指導監督に関する事務の市町村への移譲 ・ 市町村が設置する保育所に係る県への届出義務の廃止 <p style="text-align: right;">【児童福祉法 35 条ほか関係】</p>
---	--

《市町村への権限移譲等によって住民の利便性が向上する例》

<p>医師等免許に係る県経由事務の市町村への移譲</p>	<p>医師等（医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師）の免許については、申請者が県を經由して厚生労働大臣に申請書類を提出することとされており、免許の交付についても同様に県を經由している。県の本庁又は保健所よりも身近な市町村の窓口で事務を行うことによる利便性の向上の効果は大きいものと考えられる。これら医師等の免許に係る県の経由事務については、市町村に移譲すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【医師法施行令 3 条ほか関係】</p>
------------------------------	--

県と市町村は対等の関係であることの徹底

市町村の自主性・自律性を拡大していくためには、市町村が国・県に依存することなく判断する環境を整えるとともに、市町村自らが実績を重ね、地域住民の市町村への信頼を更に確固たるものとしていくことが必要である。

一方、現行制度においては、第三者としての客観性の確保その他の理由により、国が県の事務について、あるいは県が市町村の事務について、審査庁とされていることがあり、第一期地方分権改革以前の機関委

任事務にみられたように、あたかも国あるいは県が包括的な指揮監督権をもつ上級庁であるかのような印象を与えかねないものがある。特に市町村の自主性・自律性を拡大する見地からは、県と市町村が対等の関係にあることが住民の意識に浸透することが必要であると考えられ、このような制度は見直されるべきである。

《都道府県を市町村の上級庁とみなすかのような制度の例》

<p>市町村が管理執行する選挙に係る選挙争訟制度の見直し</p>	<p>市町村の自治事務である市町村長又は議会議員の選挙について、県選挙管理委員会が審査庁とされており、また、県選管の裁決に不服がある場合は、県選管を被告として高等裁判所に訴訟を提起することができることとされている。平成 18 年 5 月に執行された愛知県内の市議会議員補欠選挙における事例では、選挙の効力を争う異議申出に対する市選管の決定を経て、県選管に対し審査申立がなされ、最終的には平成 19 年 3 月の最高裁の判決をもって選挙の無効が確定した。県選管が審査庁として介在することは、県知事又は県議会議員の選挙において県選管への異議申出の後、直ちに出訴できることと比較して不均衡であり、市町村が自律的に事務を処理するためにも、このような制度は見直されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【公職選挙法 202 条、203 条関係】</p>
<p>行政財産の目的外使用に関する市町村長の処分等に係る不服申立て制度の見直し</p>	<p>役場の庁舎などの市町村の行政財産の目的外使用に関する市町村長の処分に対しては、市町村長に対する異議申立てを経て県知事に審査請求ができることとされている。この制度は、客観的な立場にある県知事によって解決を図ることが行政上も住民救済上も有効適正な措置であるとの考えに基づくものであるが、住民の立場から見ると、行政財産の管理という自治事務のうちでも更にその色彩が強い事務についてさえ、あたかも県の監督権が及んでいるかのように理解されかねない。不服審査に関する客観性は、第三者機関への諮問等、県知事を審査庁とする以外の手段によっても確保することが可能であり、市町村の自主・自律の観点から、このような制度は見直されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【地方自治法 238 条の 7 関係】</p>

<p>住民基本台帳法の規定に基づく市町村長の処分に係る不服申立て制度の見直し</p>	<p>住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を市町村長が認めないこととする等の処分については、市町村長に対する異議申立てを経て知事に審査請求ができることとされている。この制度は、客観的な立場にある県知事によって解決を図ることが行政上も住民救済上も有効適正な措置であるとの考えに基づくものであるが、たとえば条例に根拠をもつ一般行政文書の情報公開については、市町村で完結する審査制度が機能しているように、不服審査に関する客観性は、県知事を審査庁とする以外の手段によっても確保することが可能であることから、市町村の自主・自律の観点から、このような制度は見直されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【住民基本台帳法 31 条の 4 関係】</p>
--	--

(3) 法令等による規律密度を一層緩和すべきである

法令等による規律は、地方自治体の活動のみならず、国民生活や産業活動など、幅広い領域にわたっているが、地域の実情や課題からすると過剰ともいえるものがある。

地方が自らの創意で、地域の特性を發揮した地域づくりに取り組むことがいかに大切かということは、構造改革特区の成功例からもみてとることができる。

愛知県は、特区制度等を活用しながら、今後も積極的に国の規制の特例の提案をしていくものであるが、国においても、地方からの提案に対して、「実現するためにはどうすればよいのか」という姿勢で、取り組まれるべきである。

《愛知県の特区の事例》 国際自動車特区 中部臨空都市国際交流特区

上記に提案したものを含め「国から地方への権限移譲の推進、枠付け・義務付けの廃止・縮小等」に関して愛知県が提案する改革案は別表のとおりである。

2 二重行政の解消と地方支分部局等の整理等による国・地方を通じた事務組織の簡素化

(1) 地方支分部局等の事務のうち「地域における行政」を峻別し、裁量権及び財源とともに地方に移管すべきである

地方支分部局等の事務を地方に移管することについて、「地方でできることは地方で」との方向性には、基本的に賛同である。

しかしながら、地方支分部局等が処理している事務を移管する場合に、当該事務に関する基準を政令により詳細に定めるなど、地方の裁量を発揮できないような形で移管するようなことがあってはならない。あるいは、本来国が担うべき事務を地方に押し付けるようなことは厳に慎まなければならない。

地方自治法は、地方公共団体の役割について、「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」と定めている。地方支分部局等が担当する事務については、この規定の趣旨を十分に踏まえ、「地域における行政」を峻別した上で、裁量権及び財源とともに地方に移管すべきである。

《本来は地方が担うべき地方支分部局等の事務の例》

バス路線の維持に関する事務の移譲	バス事業の参入・撤退等の許認可事務及びバス路線の維持に係る助成措置・運用の基準策定等は国（国土交通大臣）がその役割を担っており、具体の事務は地方運輸局において処理されている。愛知県においても、平成20年4月1日付で50以上の系統の廃止が申し出られているなど、近年、バス事業者による路線の廃止が相次いでいる中、たとえば、国の地方バス補助制度の補助要件が基本的に全国一律に規定（経常収益が経常費用の11/20以上の路線、複数市町村にまたがりキロ程が10km以上、1日当たりの輸送量が15人以上、1日当たり運行回数3回以上など）されており、市町村合併の進捗に伴って、合併前であれば「複数市町村にまたがる」という要件を満たす路線でも、新たに補助対象にできないといった支障が生じている。地域住民の足を確保するためのバス路線の維持対策は、地方が果たすべき役割であると考えられ、そのために必要な権限と財源を一括して県に移譲すべきである。 【道路運送法4条ほか、バス運行対策費補助金交付要綱関係】
------------------	---

<p>商工会議所法に基づく設立認可権限等の移譲</p>	<p>商工会議所の設立認可等については、国（経済産業大臣）の権限に属しており、具体の事務は地方経済産業局で処理されている。定款変更認可の一部等が政令により県に移譲（愛知県においては更にこれを市に移譲）されているが、その結果、案件によっては、国と県（市）の両方に申請を要する場合もあり、事務を煩雑にしている。商工会議所の地区は原則として市の区域にとどまるものであり、地域の実情に精通した地方が、設立認可等のすべてを所管することが適当であると考えられる。また、商工会議所は、広域性・国際性を有する業務も行っているが、地方においても様々な分野で国際的な見地からの役割を担っており、商工会議所に係る業務に関する権限を担うことは十分に可能である。こうしたことから、既に地方の事務とされている商工会に関する権限と同様に、商工会議所に関する権限についても県（又は市）に移譲すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【商工会議所法 27 条、46 条ほか関係】</p>
-----------------------------	---

（ 2 ）国は徹底的な行政改革を断行すべきである

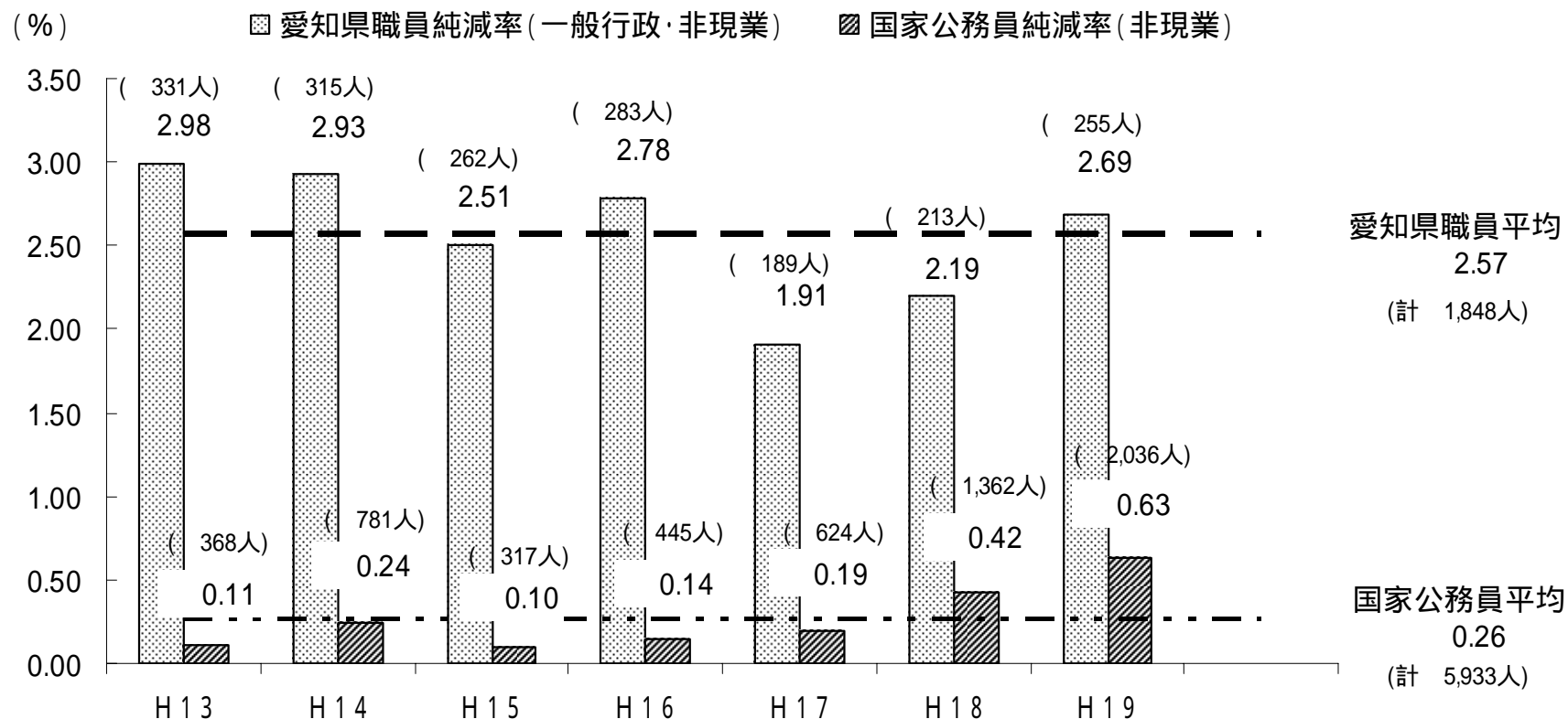
地方では、行政改革に不断の努力を続けてきており、愛知県においても平成 13 年度から平成 19 年度までの実績で、年平均 2.57% の一般行政部門（非現業）の定員の削減を行ってきた。

これに対して、同時期における国の実質的な削減はわずか年平均 0.26% に過ぎず、まだまだ行政改革に努力する余地があるものと考えている。

したがって、国は、まずもって徹底的な行政改革に取り組むべきである。

また、その際、中央省庁と地方支分部局等の事務の重複、地方と地方支分部局等の二重行政を解消することは、有効な方策たり得るものとする。

愛知県職員（一般行政・非現業）と国家公務員（非現業）純減率の比較



(注1) 愛知県職員数は各年4月1日現在、国家公務員数は各年度末現在。

(注2) 愛知県職員純減率には地方独立行政法人等への移行分を含まない。

国家公務員純減率には現業（郵政公社等）独立行政法人への移行分を含まない。

資料出典：愛知県職員純減率については定員管理調査（総務省）国家公務員純減率については総務省行政管理局ホームページ「行政組織・定員・機構・定員等審査結果」に基づいて愛知県作成。

《整理すべき中央省庁と地方支分部局等との事務の重複の例》

<p>飛行場及び航空保安施設の設置・変更に係る事務の国土交通省と地方航空局における重複の整理</p>	<p>飛行場及び航空保安施設の設置・変更については、許可事務を国土交通省本省が所管している一方、許可に係る工事の完成検査に係る事務を地方航空局が所管している。このため、県営空港の飛行場及び航空保安施設の整備に際しては、本省と地方航空局の双方に対して説明を行う必要が生じている。事務の円滑化・効率化を図るため、本省と地方航空局の分担を見直し、窓口を一元化するべきである</p> <p style="text-align: right;">【航空法 38 条、42 条、43 条ほか関係】</p>
<p>地方債の協議等に係る事務の総務省と地方財務局における重複の整理</p>	<p>県が地方債（公営企業分を含む）を発行する際には、総務省に対し「起債要望 協議等 同意等 発行」という手続を経るが、政府資金等の充当が予定される事業に関しては、起債要望時に地方財務局によるヒアリングが実施されている。地方債については、従前（H17 まで）の許可制度から協議制度へ移行され、地方公共団体の自主性の確保が図られたところであり、総務省では起債要望に関するヒアリングを実施していない。しかしながら、地方財務局では財務省が関与する政府資金が充当される事業以外のもの（公庫資金・民間資金充当事業）についてもヒアリングが実施されており、事務の効率化に支障をきたしている。地方財務局におけるヒアリングを廃止するとともに、政府資金を充当しない地方債については、地方財務局に対する書類提出を廃止すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【地方債取扱い上の留意事項（毎年度・総務省自治財政局地方債課長等通知）関係】</p>

《整理すべき地方と地方支分部局等との二重行政の例》

<p>次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出受理、勧告、基準に適合する旨の認定権限等の移譲</p>	<p>次世代育成支援対策推進法においては、国（厚生労働大臣）が一般事業主行動計画の届出を受理するとともに、一定の基準に適合する場合にその旨を認定することとされており、具体の事務は都道府県労働局で処理されている。次世代育成支援対策は、産業、労働、福祉、教育などの行政の各部門が連携を図りながら、地域の住民・企業とともに進めるべきものであり、愛知県は、平成 19 年 4 月に「愛知県少子化対策推進条例」を施行して総合的な取組を推進しているところである。県はその一環として、職業生活と家庭生活を両立することができるよう、事業者の雇用環境整備への取組を促進しているが、このような取組を県が一元的に実施できるよう、一般事業主行動計画に関する権限については県に移譲すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【次世代育成支援対策推進法 12 条、13 条、15 条、17 条ほか関係】</p>
--	---

ベンチャー・中小企業の支援 に関して（独）中小企業基盤 整備機構が実施する事業の移 管	<p>地域における新しい産業の創出は、地方が主体となって取り組んでいくべき課題であるが、（独）中小企業基盤整備機構は、高度な専門性を要する事業や県域を越える企業活動を支援する事業に限らず、ベンチャー企業や中小企業に対する支援事業を網羅的に実施しており、販路開拓支援、ビジネスマッチング、アドバイザー派遣など「あいち産業振興機構」等の地元支援機関が行う支援事業と重複した事業を行っている。このため、サービスを受ける企業側にとってサービスのメニューや窓口がわかりにくいばかりか、非効率的な状態となっている。このような現状を是正し、本来地方が努力すべき課題である地域の新しい産業の創出に向けて地元の中核的支援機関である「あいち産業振興機構」のワンストップサービスの充実を図るとともに、地域の他の支援機関との連携により、地域における効果的・効率的な支援体制を構築するため、（独）中小企業基盤整備機構が実施しているベンチャー支援・経営支援事業のうち、広域的、国際的な販路開拓、大口の資金助成、人材育成等を除く事業を廃止し、その財源を自治体を通して地元の中核的支援機関に移管すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【独立行政法人中小企業基盤整備機構法 15 条関係】</p>
--	---

上記に提案したものを含め「二重行政の解消と地方支分部局等の整理等による国・地方を通じた事務組織の簡素化」に関して愛知県が提案する改革案は別表のとおりである。

3 地方税財政のあり方

- (1) 地方税における応益負担の原則を基本として、第二期地方分権改革で明確にされる国と地方の役割分担に応じて、税源移譲により、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税制を構築すべき

地方の活力なくして国の発展はないという見地から、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とする地方税源の充実強化が必要である。その際においては、まず、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方消費税の充実が最優先で取り組むべきである。

- (2) 地域間の格差を地方税制の見直しで是正する動き

国においては、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正し、その格差の縮小を目指す議論がなされている。

こうした動きは、地方分権改革の議論とは切り離して、地方税収の偏在の是正のみを取り上げ、税財源の移譲を、地方間の税の奪い合いに矮小化するものである。

- (3) 地方法人課税は、道州制を見据えるとますます必要

法人二税、とりわけ法人事業税は、明治11年の府県制の始まりとともにあった営業税から続く都道府県の基幹税目であり、行政サービスを受している法人が応分の負担をする税として地域に定着している。

地域間、国際間の競争が一層強まる中で、企業の立地促進、ハード・ソフトのインフラ整備による地域の活性化は大きな課題である。法人二税は企業活動の進展と住民福祉の向上の好循環をもたらす基幹税であり、地域経営の自立性、自主性を高めるために必要である。

さらに、先を見据え、道州制における地方法人課税のあり方を考えてみると、道州は、内政に関わる事務を現行の都道府県以上に幅広く担うことになる。企業活動は広域に及び、道州の行政サービスの恩恵を受け一方、企業活動も道州の地域づくりに大きな影響を及ぼす。グローバル化が進む中で、道州が、企業と協働して世界との競争力を備えた活力ある地域として発展していくためには、法人課税の意義は大きく、現行の都道府県以上に法人課税の必要性は高くなる。

(4) そもそも地方税源の偏在はかなり縮小、地域間の財政力格差の調整は地方交付税の役割

長期的にみれば、法人事業税の分割基準の見直しや外形標準課税の導入、地方消費税の導入といった、各種税制の見直しにより、都道府県税の偏在性は薄れてきている。

〔 一人当たり都道府県税収額の比較 = 東京都 / 沖縄県 〕
平成元年度：4.5倍 平成17年度：2.9倍

しかしながら、多くの地方公共団体においては、税のみで行政コストをまかなうことはできない状況にある。税源移譲による地方税源の充実を図ると同時に、地域間の財政力の格差が広がらないようにするためには、地方交付税の垂直的な財政調整機能の充実が不可欠である。三位一体の改革の結果、多くの地方公共団体の財政状況が悪化したのは、交付税の削減を優先し、税源移譲と関係ないところで理不尽に基準財政需要額を減らし、交付税等を5.1兆円削減したことが大きな要因である。

(5) 地方交付税の充実強化、さらには地域経済の立て直しこそが地域間の格差の是正

税収の偏在を是正しても、交付団体は地方交付税が減るため、国に財源を吸い上げられるだけであり、地方財源の充実にはつながらない。

現在の地方財政の苦しさは、税収偏在ではなく、地方交付税の大幅削減に起因するものである。税収の配分見直しの効果は限定的であり、「地方交付税」を、国の特別会計に直接繰り入れる「地方共有税」に改め、財源保障・調整機能を充実強化しなければならない。

本来、都市と地方の格差の是正は、税収の格差の是正ではなく、地域の経済そのものをどうやって立て直すかが問題である。税制の見直しだけでは根本的な解決にはつながらない。

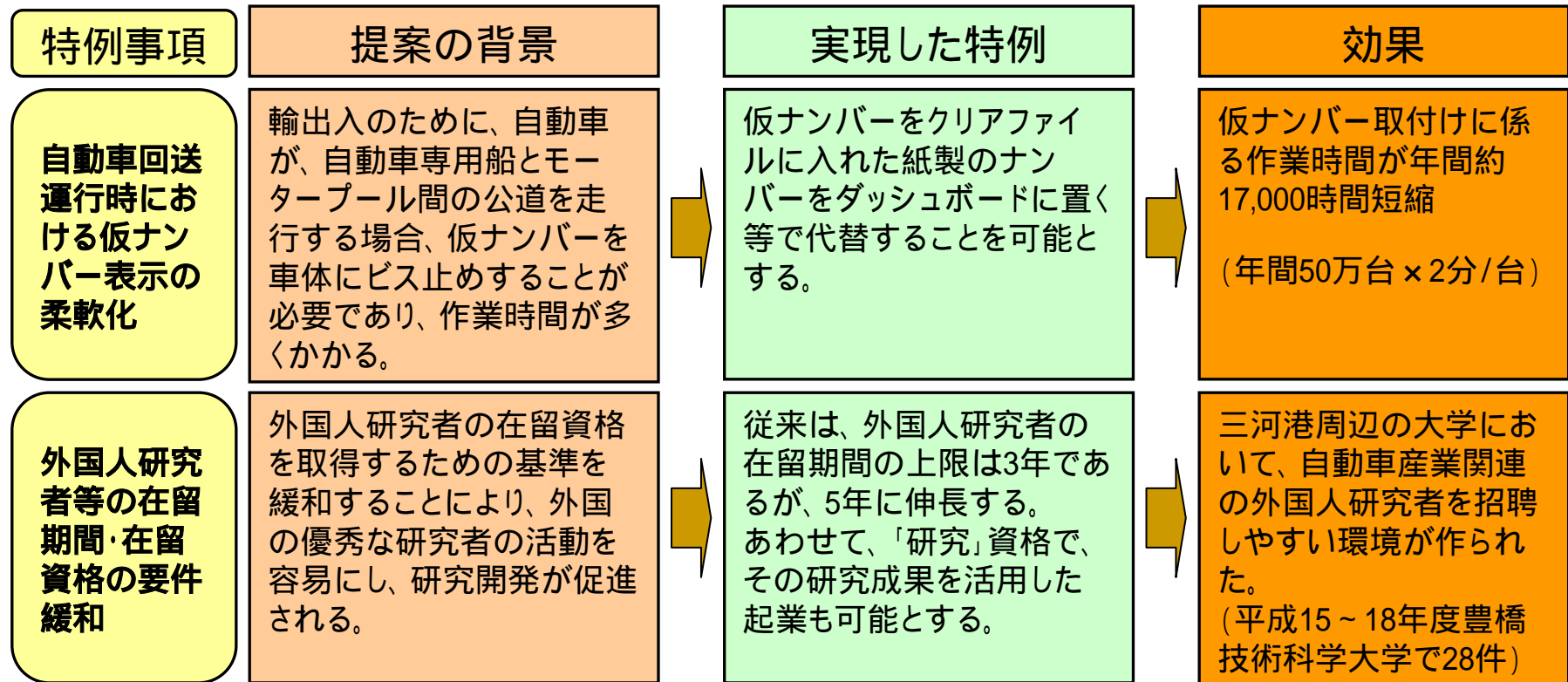
愛知県の特区の事例

国際自動車特区

平成15年5月認定(申請主体:愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市及び御津町)

< 計画の目的 >

わが国の輸入自動車の約45%を占め、内外の主要自動車企業が集積する三河港地域において、自動車流通機能を高めるとともに、自動車関連技術の研究開発を促進することにより国際自動車産業都市の実現を目指す。



中部臨空都市国際交流特区

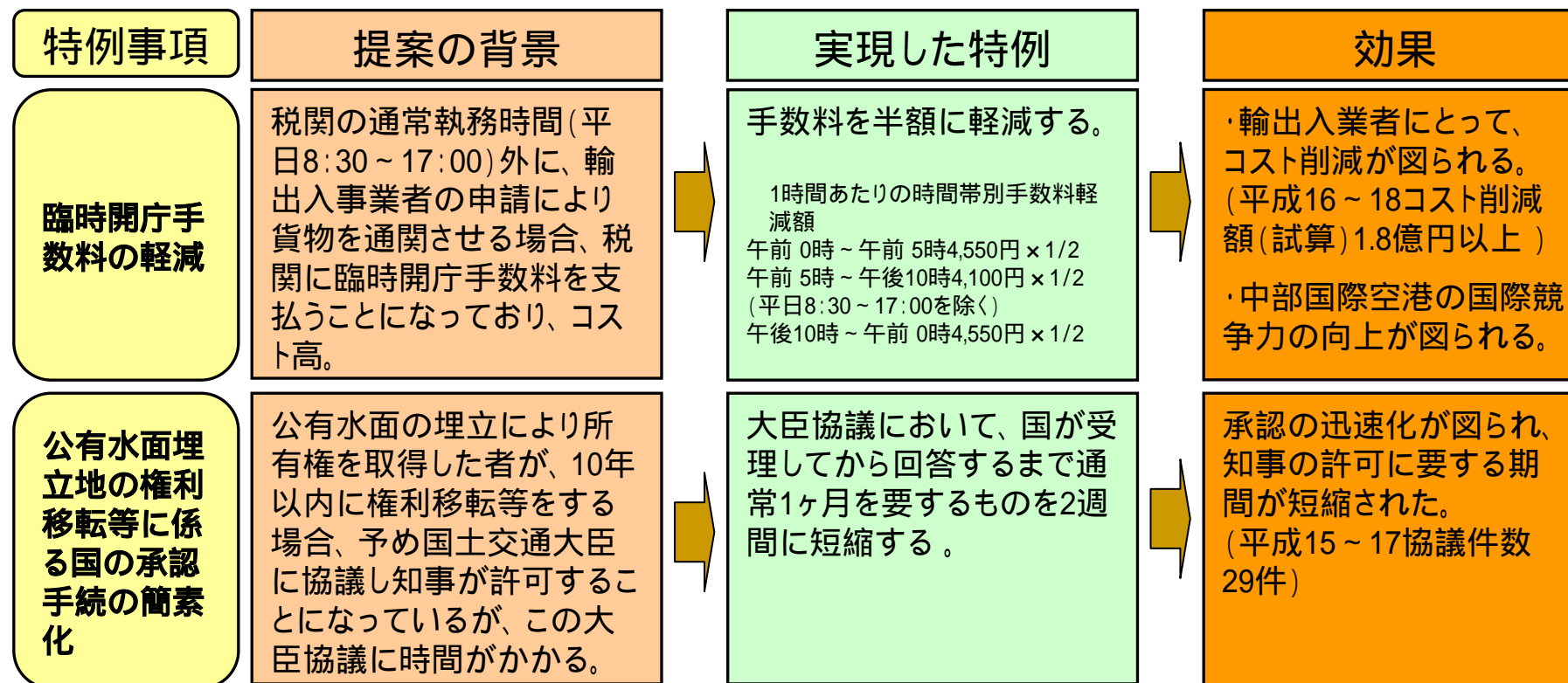
平成15年5月認定(申請主体:
愛知県)

中部国際空港(セントレア)

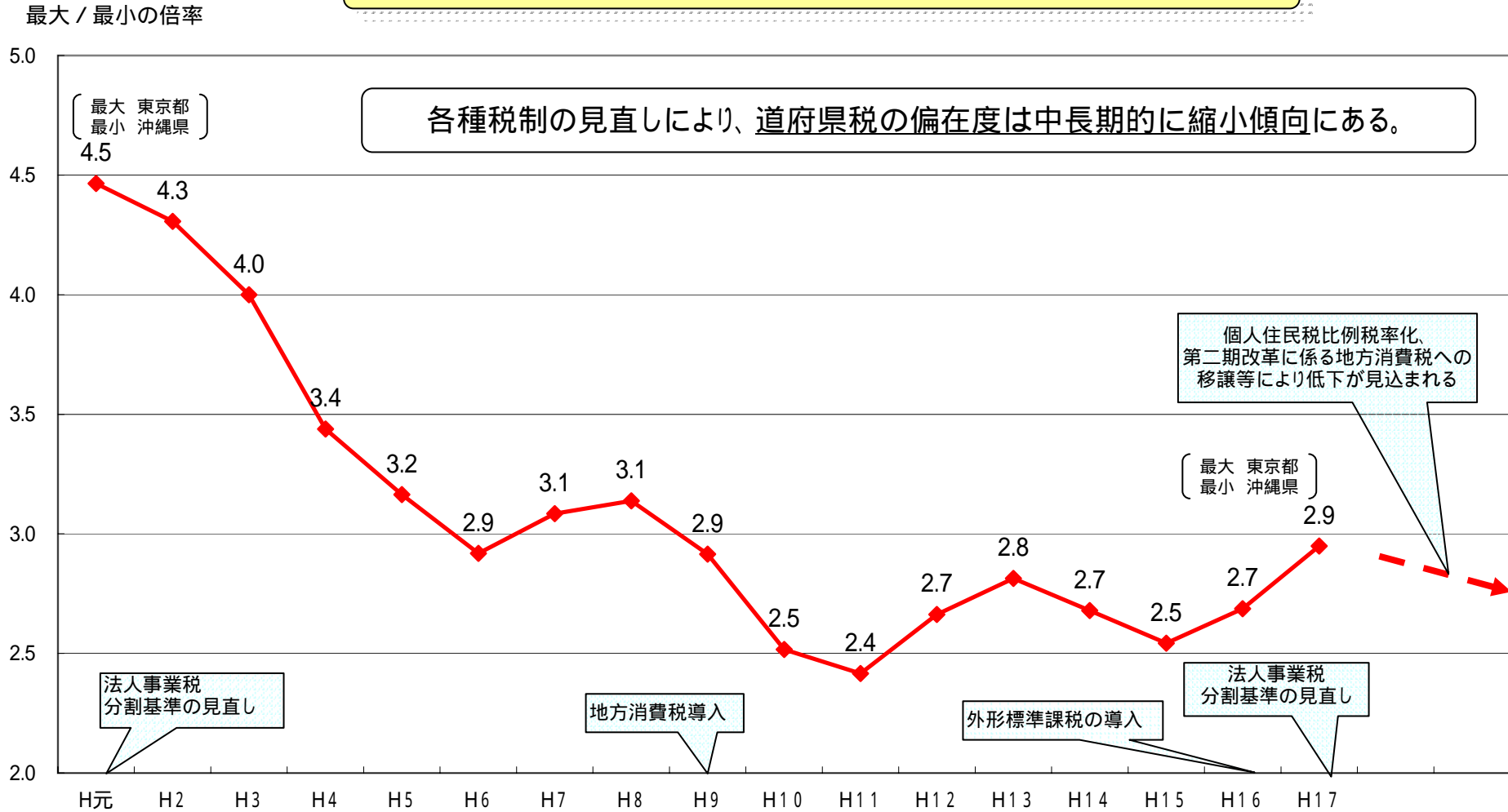


< 計画の目的 >

中部国際空港近接部において、24時間空港の開港や製造業の集積地としての優位性を背景に、国際空港機能を活用した国際物流拠点、国際ビジネス交流拠点の形成及び産業集積を図る。



人口一人あたり税収額の偏在度の変化(道府県税)



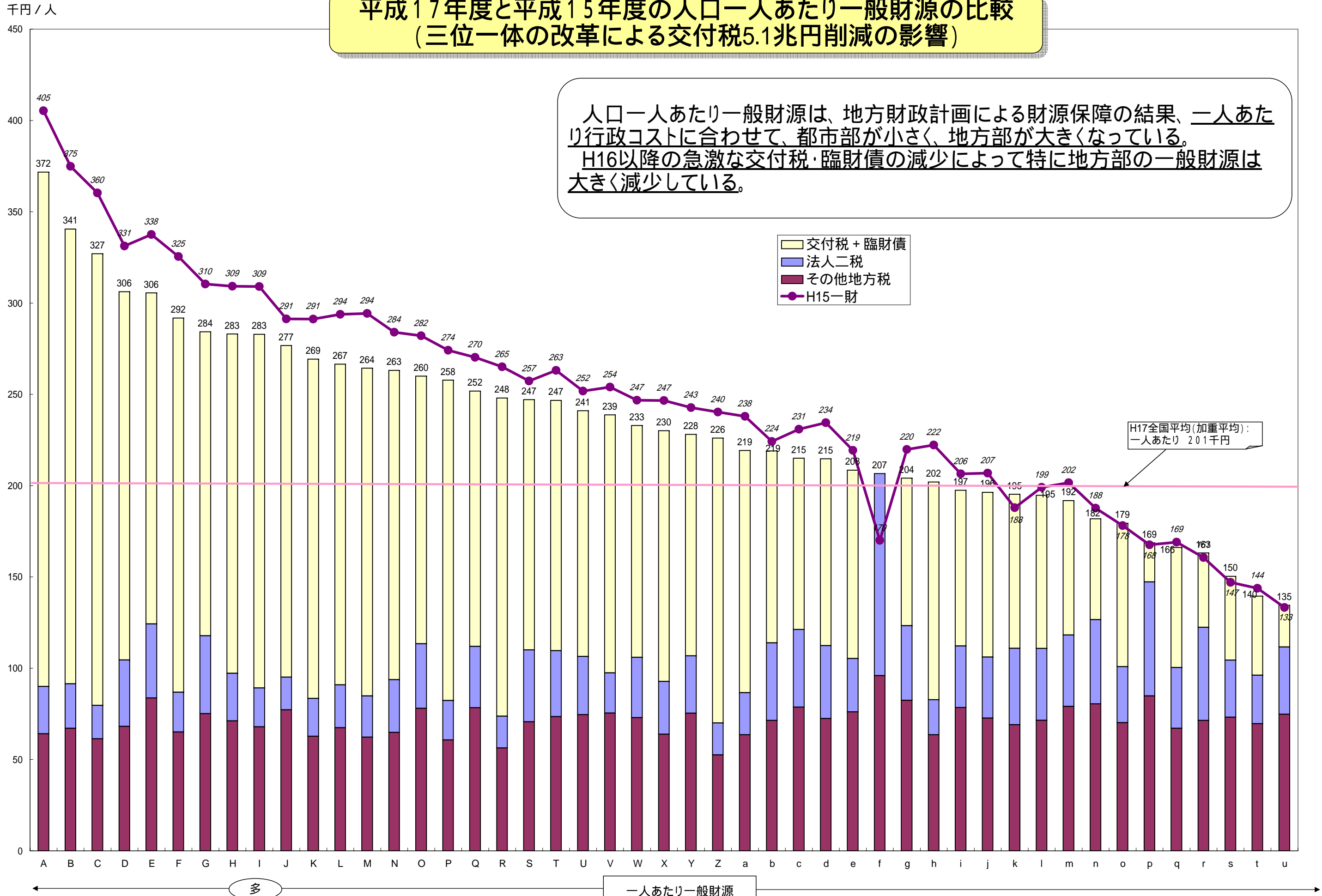
「最大 / 最小の倍率」は、各都道府県ごとの一人あたり税収額(道府県税)の最大値を最小値で割った数値。

税収額は超過課税を除いている。また、都が徴収する市町村税相当額を除いている。

人口は国勢調査人口を用いた。(H元-S60国調、H2~6-H2国調、H7~11-H7国調、H12~16-H12国調、H17-H17国調)

平成17年度と平成15年度の人口一人あたり一般財源の比較 (三位一体の改革による交付税5.1兆円削減の影響)

人口一人あたり一般財源は、地方財政計画による財源保障の結果、一人あたり行政コストに合わせて、都市部が小さく、地方部が大きくなっている。
H16以降の急激な交付税・臨財債の減少によって特に地方部の一般財源は大きく減少している。



ここで「一般財源」とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債の合計としている。
 法人二税及び地方税は、超過課税を除いている。また、都が徴収する市町村税相当額(法人市町村民税、固定資産税等)を除いている。

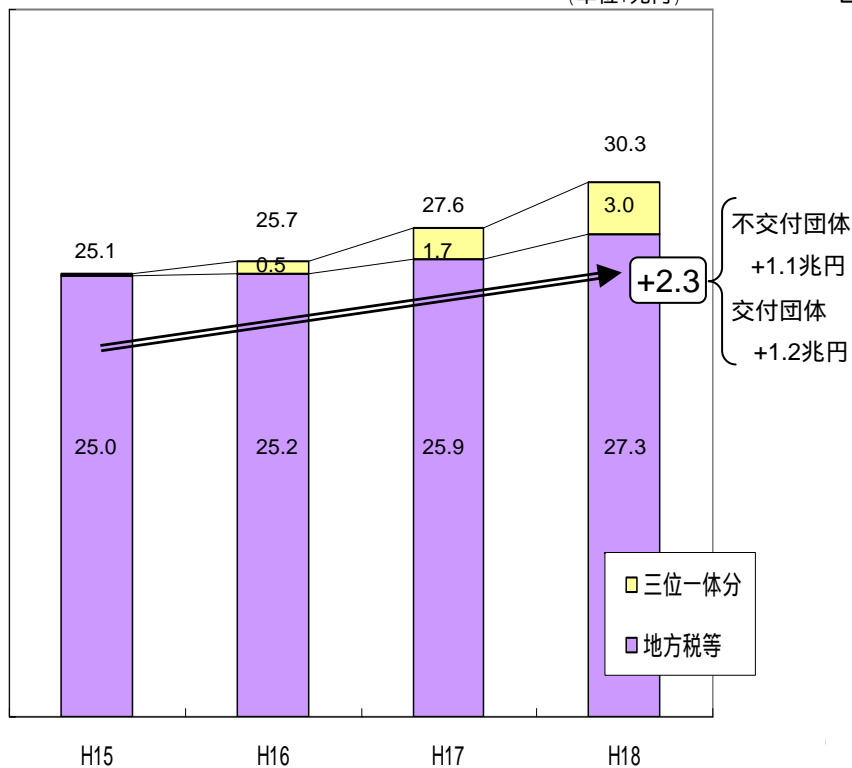
地方交付税等5.1兆円減(H15 H18)の要因 交付税算定

三位一体改革の期間(H15 H18)に、交付税 + 臨財債は約5.1兆円減少したが、
 基準財政収入額は地方税の増収を受けて2.3兆円の増加(うち不交付団体の超過財源は1.1兆円増)
 基準財政需要額は機械的に算出される公債費が高止まりする一方、経常経費等は4.4兆円もの減少

5.1兆円 = 収入増(2.3-1.1)兆円 + 経常経費等に係る需要減4.4兆円 - 合併算定替に係る需要増等0.5兆円

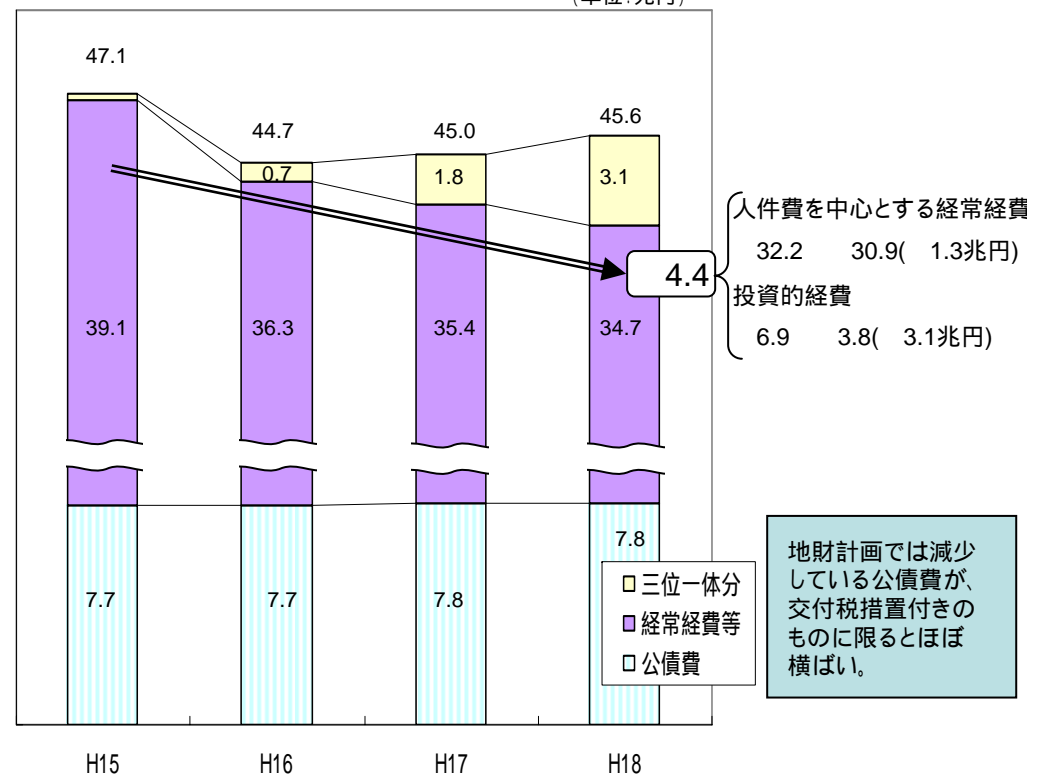
基準財政収入額 = 地方税等が増加

(単位:兆円)



基準財政需要額 = 経常経費等が4.4兆円(1割以上)減少

(単位:兆円)

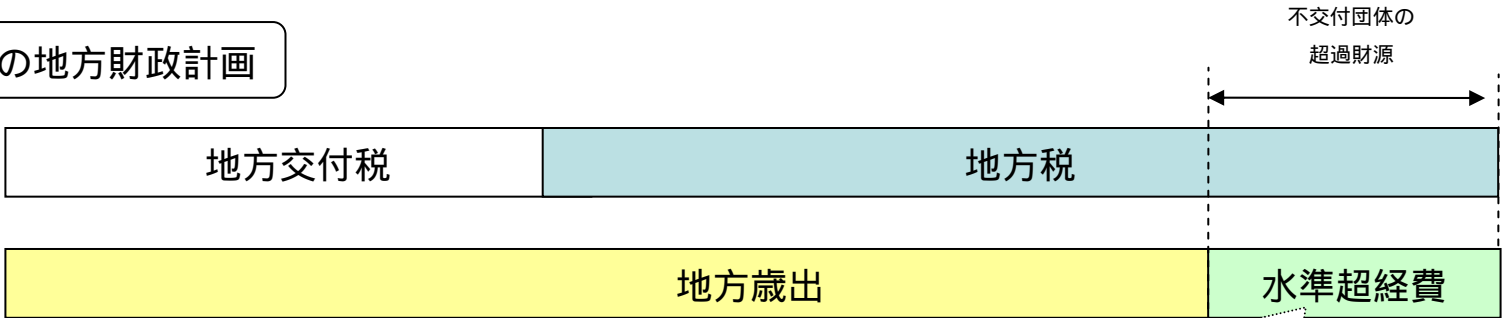


地財計画では減少している公債費が、交付税措置付きのものに限るとほぼ横ばい。

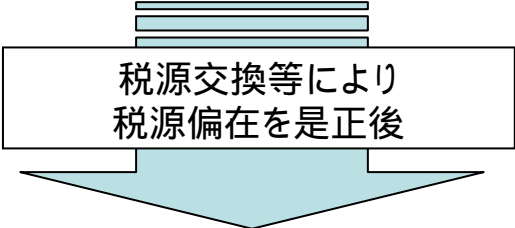
基準財政需要額、基準財政収入額はそれぞれ合併算定替を含まない一本算定ベース。

税源偏在の是正により交付税総額は減少

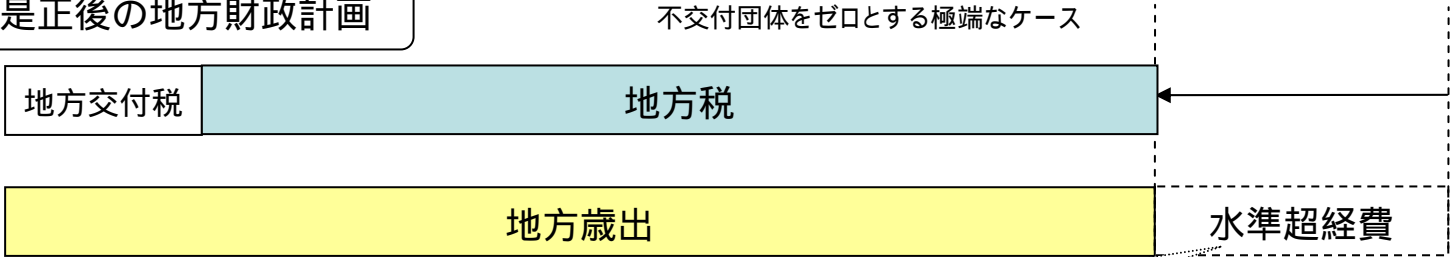
現行の地方財政計画



不交付団体の超過財源見合いの歳出を計上することで、交付団体の
 税収 + 交付税で必要な歳出を賄えるようにしている。



偏在是正後の地方財政計画



地方税が不交付団体から交付団体にシフトすることにより水準超経費
 が不要となる一方、必要な歳出水準は変わらないため、
 税のシフト額と同額交付税が減。